

既存集落内のやむを得ない自己用住宅

添付書類	作成要領・注意事項等
申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・記載方法は申請書裏面を参考のこと
委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・代理者資格名、委任する内容、連絡先記入
建築理由書及びその裏付け資料	<ul style="list-style-type: none"> ・津島市長宛 ・現居住地の状況、当該土地において住宅を必要とする合理的事情、申請地選定理由 ・裏付け資料 狭小：土地・建物の登記簿又は課税証明書、建物平面図等 借地・借家：現在の居住地の賃貸借契約書の写し
住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地に居住することとなる者全員のもの（全部事項証明書） ・発行から3か月以内のもの
戸籍謄本	<p>（線引き時の所有者から相続した土地に建築する場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線引き当時の所有者と申請者との続柄が分かるもの
土地登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・仮換地の場合は、一時利用証明書を添付 ・発行から3か月以内のもの
土地の公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・転写場所、転写年月日 ・申請区域及び接する土地（周辺の状況が分かる範囲）、申請区域赤枠 ・発行から3か月以内のもの
所有地申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・名寄帳もしくは農地法84条証明（所有地が農地のみの場合）を添付（選定理由、選定しなかった理由をそれぞれに明記） ・土地の所有状況を都市計画図に明示
誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・津島市長宛 ・「転売」・「賃貸」・「用途変更」しない旨を記入
付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画図（縮尺1/2500）使用 ・方位、縮尺、申請地赤枠、調査年月日、調査者氏名、周辺公共施設 ・市街化区域・調整区域界、市町村界の明示、排水経路（至〇〇川）
実測図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺、測量者記名（地積測量図の証明書でも可）
敷地現況図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺1/200以上、方位、縮尺、申請地赤枠、敷地境界種別・寸法、予定建築物の位置・用途・形状・出入口、敷地及び周辺の高さ（現況及び計画レベル）、前面道路種類・幅員、道路後退線（道路後退部分面積実測）、がけ及び擁壁の位置・種類、敷地内の排水処理（水の流れの方向）、排水経路（排水施設の位置・種類・大きさ）、排水先施設（吐口の位置）、道水路占用・承認工事等がある場合はその許可番号
公共施設工事等承認書	<ul style="list-style-type: none"> ・水路占用許可、道路承認工事許可、排水同意書等の写し等
排水施設構造図	<ul style="list-style-type: none"> ・最終枿の材質・構造、泥溜寸法
建築物各階平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺1/200以上、方位、縮尺、面積表、寸法、各室の用途（付属建築物を含む）
建築物立面図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺1/200以上、2面以上、方位、縮尺、最高高さ（付属建築物を含む）

(大規模既存集落にて建築する場合は以下の書類も添付)	
居住の継続性が証明できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の附表等 ・線引き後に居住地が変更されている場合は、その経緯を明示（進学、転勤等）
大規模集落図 (付近見取図と兼用可)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画図（縮尺1／2500）使用 ・おおむね200戸以上の建築物の連たんを図示 ・申請地を含む3haの区域内（例：半径100mの円もしくは矩形）の当該集落の戸数密度を明示 ・小・中学校等社会生活に係る施設、市街化区域・調整区域界、市町村界を明示 ・調査年月日、調査者氏名
土地売買契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者から3親等以内の血族から購入の場合は添付不要

注1 この他にも、申請の内容により必要となる書類、記載すべき事項がありますので注意してください。
また、開発許可の場合は、設計説明書、造成計画平面図、造成計画断面図、擁壁の構造図等も必要となります。